

# 苦渋の判断

# 都労連2020秋季年末闘争

# 次のたたかいへ

## 労使交渉で決着

## 一時金 0.10月 (再任用0.05月) 引き下げ

## 旅費雑費廃止提案一部押し返す 近接地外赴任を除外、通信費に必要措置 会計年度任用職員の休暇制度改善、介護休暇の要介護者の範囲拡大



全教職員配布  
職場討議資料

- 一時金改定 … 一時金 0.10月 (再任用 0.05月) 引き下げ (勧告どおり)
- 旅費制度見直し… 旅行雑費を廃止し、交通費相当分を実費支給、近接地外 (島しょ等) の赴任については除外、公務に係る通話料金等については、必要な措置を講ずる
- 会計年度任用職員… 1日の勤務が4時間以下の職員も、子どもの看護休暇及び短期の介護休暇の時間単位取得が可能に
- 介護休暇等の要介護者の範囲拡大… 対象となる要介護者の範囲を「配偶者若しくは二親等内の親族又は同一世帯に属する者」に拡大、同性パートナーも含む

## 年末一時金 2.225月分を12月10日支給(再任用1.175月分)

### 2020 秋季年末闘争 現時点のおもな到達点

- ◆ **一時金** (一時金引き下げは 12 月の一時金から実施)
  - ・一時金 0.10 月分引き下げ (年間 4.55 月)
  - 再任用職員も 0.05 月分引き下げ (年間 2.40 月)
  - 引き下げ分は期末手当で実施
  - 会計年度任用職員の期末手当は年間 2.5 月に
- ◆ **旅費雑費の見直し** (1月1日実施→4月1日実施に)
  - ・近接地外 (島しょ等) の赴任を除き、旅行雑費の定額支給を廃止
  - ・交通費相当分については実費額を支給
  - ・旅行中の公務に係る通話料金等については必要な措置を講ずる
- ◆ **介護休暇等の対象となる要介護者の範囲の見直し** (2021年1月1日実施)
  - ・介護休暇、短期の介護休暇、介護時間等の対象となる要介護者の範囲を「配偶者もしくは二親等内の親族又は同一の世帯に属する者」に拡大、同性パートナーも含む
- ◆ **会計年度任用職員の子どもの看護休暇及び短期の介護休暇の見直し**
  - ・勤務時間が1日4時間以下の会計年度任用職員に子どもの看護休暇及び短期の介護休暇の時間取得が可能に
- ◆ **慶弔休暇 (結婚休暇)、長期勤続休暇の特例措置**
  - ・新型コロナウイルス感染症の影響などを踏まえ、始期、取得可能期間を 2021 年 12 月 31 日までに延長
- ◆ **インフルエンザ予防接種利用助成の拡充**
  - ・最大 3 万人→最大 4 万人に
- ◆ **人事給与制度など、諸要求については、人事委員会勧告全体を踏まえる必要があり、引き続き協議**

2020 秋季年末闘争で都教組は、都労連に結集し、不当勧告の押しつけを許さず、すべての職員の大幅賃上げ、福祉関連制度の前進、職場環境の改善などを求め、コロナ禍でとりくみが制限される中、署名、要請、集会、宣伝にとりくんできました。また、職場の切実な要求実現にむけ、あくまで労使による自主決着をめざし、たたかいをすすめてきました。

この間、都側からの提案では、「新型コロナウイルス感染症に係る長期勤続休暇の特例について」二会計年度任用職員の子どもの看護休暇及び短期の介護休暇の見直しについて、「新型コロナウイルス感染症に係る慶弔休暇 (結婚休暇) の特例について」の3つについては、都労連要求に沿ったものであり、要求の前進であることから都労連として了解しました。また、「旅費制度の見直し」について、事務処理の煩雑さを解消するためとし、旅行雑費を廃止し、交通費の実費支給に変えるという提案を行いました。都労連は、旅行中の通信費等の費用

を職員負担とすることは認められないと提案の撤回と再検討を求めました。都側は自らの提案内容に固執し、これに応じない態度を続けました。都側は、回答指定日 (12日) になっても、自らの提案に固執し交渉にも応じず、緊迫した状態が続きました。都労連は、都側の態度を厳しく追及するとともに、あくまでも労使協議を尽くし都労連要求にこたえることを、重ねて都側に迫りました。そして第2波総決起集会を大きく成功させ、都労連6単組で最後までたたかう決意を固めました。その後、都労連は、断続的に折衝を行い、13日午前0時50分からの団体交渉で、都側の最終回答を受けました。

最終回答は、現場の声に十分応えることができず、厳しい内容ですが、旅費制度見直しに固執する都側を押しとどめ、会計年度任用職員の処遇の改善など一定の到達点を得たことをもって、都労連は妥結を判断、単組代表者会議を開き、統一行動の中止を決定しました。都労連の判断を受け、都教組執行委員会は、妥結の確認を行いました。

# 本日の統一行動中止 勤務時間外職場会の開催を

この号外は、都教組ホームページ「組合員ページ」で見ることができます

都教組は、引き続き、子どもと教育、平和を守り、教職員が安心して教育に打ち込める賃金・労働条件の改善に向け、残された課題解決と要求実現のため、全力で奮闘する決意です。

**たたかいは第2のステージへ**

この後、都人事委員会は、例月給や人事給与制度等についての勧告・報告を行い、2020年秋季年末闘争は第2ステージへ突入します。「1年単位の變形労働時間制」導入阻止、ハラスメント根絶のとりくみ等のたたかいは今後続きます。都教組は19日に都障教組とともに都人事委員会要請を行い、都労連に結集し労使交渉で諸要求実現をめざします。そのためにも、都教組の組合・共済に多くの仲間をむかえ、職場からのたたかいを強めましょう。



都労連第二波総決起集会 (11月12日)